

641 司法試験二回

〔『法学新報』第31卷5（353）号 大正10年5月6日〕

○司法試験二回 大正三年高等試験令施行せられ従来の判検事

弁護士試験制度を廃し司法科試験を實行することと為りたるも直に之を實行するに於ては幾多の弊害ありとし大正十一年迄其実施を延期せられたるか此等受験生約三千人あるに因り司法省は今年年の二今年是春秋二回試験を行ひ其大部分を救済する予定を以て十年度予算に試験費一万五千円を計上し両院の協算^{（マツ）}を得たるを以て来る六月愈々其第一次試験を施行する筈なるか司法省は将来陪審法少年法等を施行する時は約五百人の司法官を必要とするを以て今後二個年間に尠くとも五百名を採用する予定なりと云ふ